

下野市民カードのお知らせ

●下野市民カードとは・・・

自動交付機で住民票の写しが請求できるカードです。また、印鑑登録をしている方は、印鑑登録証明書も請求できます。個人が設定する暗証番号によりセキュリティを保ちます。

●暗証番号について

自動交付機で住民票の写し、印鑑登録証明書（印鑑登録者）を請求する場合に機械に入力する4桁の数字です。暗証番号を登録していないカードは自動交付機での請求はできません。（ただし印鑑登録証として従来どおり申請書による窓口での請求はできます）

●市民カードの交付

下野市民カードの登録及び交付は、各市民課窓口で行っています。
登録申請受付日時・・・市役所開庁日 午前8時30分から午後5時

●自動交付機のご案内

設置場所 下野市立南河内児童館

★交付機のご利用には「下野市民カード」が必要です。（旧南河内町民カードも使用できます。）

●自動交付機の供用日

◎利用できる日

1月4日～12月28日

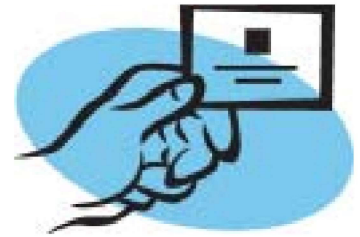
※日曜日及び国民の祝日、児童館の臨時休館日は利用できません。

◎利用できる時間

午前8時30分から午後5時まで

◎交付できる証明書及び料金

- ☆ 個人の住民票の写し …… 300円
- ☆ 世帯全員の住民票の写し …… 400円
- ☆ 登録者の印鑑登録証明書 …… 300円



問い合わせ先

市民課 総務係 ☎40-5556

障害者自立支援法がスタートします

障害のある方の「地域で暮らす」が当たり前である社会。

そのための改革として、障害福祉サービスや公費負担医療制度（更生医療、育成医療、精神通院医療）を大きく見直す、障害者自立支援法が4月からスタートします。

障害者自立支援法のポイントは次の5つです。

- 身体障害者も、知的障害者も、精神障害者も同じように福祉サービスや医療制度を受けられるようになります。
- 利用される障害者の方々にあわせて、施設や居宅のサービスが再編成されます。
- 「地域で暮らす」を支える、仕事に就くためのトレーニングやサポートが強化されます。
- 一人ひとりの障害者に必要なサービスが、効果的に行われるための仕組みが導入されます。
- これまで利用してきた方もこれから受けられる方も、誰にでもサービスが行き渡るよう、サービスを利用される方を含めてみんなで費用を負担し支え合う制度となります。



サービスの1割が利用者の負担で聞いたけど、生活できるかな…

今まで使っていたサービスはなくなるならない？



必要な人に、必要なサービスが行われる仕組みです



負担が重すぎないように、さまざまな軽減を行います



サービスを利用するために何をしたらよいの？

まずは4月から利用者負担の見直しが行われます。お早めにご相談ください。

障害者自立支援法のお問い合わせは

下野市社会福祉課（TEL52-1112）まで

または栃木県障害福祉課（身体・知的TEL028-623-3492）

健康増進課（精神TEL028-623-3093）まで

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihooken/index.html> 厚生労働省ホームページ

<http://www.pref.tochigi.jp/shogai/sien/sien.html> 県障害福祉課ホームページ

《お詫び》広報しもつけ3月号の表紙の写真において、不適切な箇所に綴り穴が開いてしまいました。ご本人様及び皆様に不快な思いをさせていただきましたことに対し深くお詫び申し上げます。